

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年3月13日付けで貴職から受けた、「(仮称)岩槻人形博物館整備事業アドバイザー業務委託に関する行政情報すべて 旧岩槻区役所第二別館のアスベスト事前調査」(以下「本件対象行政情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年1月13日付けス文文第3696号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、旧岩槻区役所第二別館のアスベスト事前調査の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると以下のとおりである。

不存在は違法

添付した「建設工事発注の際には石綿にご注意ください」のチラシのとおり

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書においておおむね以下のように説明している。

- 1 (仮称)岩槻人形博物館(以下「岩槻人形博物館」という。)はさいたま市初のDB(設計・施工一括発注)方式で事業を進めており、事業者募集時

の入札説明書別添資料1 要求水準書において、遵守すべき法令等として、アスベスト調査に係る「さいたま市生活環境の保全に関する条例（平成20年条例第46号。以下「生活環境保全条例」という。）を挙げている。

- 2 同条例第70条では、発注者の配慮として、建設工事の発注者は、当該建設工事の施工者に対して、石綿含有建築材料の使用の状況に関する情報の提供に努めなければならないとあるため当該事業においては、今後事業者と契約締結後に実施設計のなかで、建設予定地にある既存の建築物である旧岩槻区役所第二別館の解体を行う前にアスベスト事前調査を実施することとしていた。
- 3 審査請求人は、岩槻人形博物館の建設工事の発注に当ってアスベスト事前調査をしていないのは違法と主張しているが、本業務は設計と施工の一括発注方式を採用しており、契約締結後に実施設計のなかで、事前調査を実施することとしており、審査請求人の主張は妥当ではない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年12月1日に開示請求を行った「(仮称) 岩槻人形博物館整備事業アドバイザー業務委託に関する行政情報すべて 旧岩槻区役所第二別館のアスベスト事前調査」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、契約事務に関する情報11件、事業者選定に関する情報3件、参加資格に関する情報3件、岩槻人形博物館基本設計業務工事費概算書、岩槻人形博物館整備事業におけるコスト管理支援業務評価報告書及び評価書の併せて20件を特定し、本件処分を行った。

本件処分に対して審査請求人は、生活環境保全条例第61条第1項に規定された、旧岩槻区役所第二別館のアスベスト事前調査にかかる文書が存在するはずであるという趣旨の主張から、該当する文書の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 審査請求人は本件処分により特定し開示された文書については不服を申立てておらず、不存在とした文書についてのみ開示を求めている。したがって、当審査会は、不存在とした「旧岩槻区役所第二別館のアスベスト事前調査にかかる文書」の存否について審議を行う。
- (2) 岩槻人形博物館は、令和2年2月22日に開館する、さいたま市の新たな施設である。当該施設は旧岩槻区役所の敷地にその一部が建てられており、同敷地内にあった、「旧岩槻区役所第二別館」は、当該施設の建設に伴って解体されたものである。
- (3) 審査請求書に添付されたチラシとは、石綿飛散防止対策としてさいた

また、さいたま市が作成したものであり、「石綿含有建築材料の事前調査の徹底を！！」と記載されており、根拠法令として、生活環境保全条例第70条が挙げられている。

- (4) 実施機関の説明によれば、岩槻人形博物館は、設計と施工の一括発注方式（以下「DB方式」という。）を採用しており、事業者募集時の入札説明書に添付された（仮称）岩槻人形博物館整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）には、遵守すべき法令等に生活環境保全条例が明記されているので、当該条例にしたがい、事前調査は受注した事業者が行うことになるとのことである。当審査会において要求水準書を見分したところ、実施機関の説明のとおり記載があることを確認した。
 - (5) ところで、本件開示請求は平成28年12月1日に行われているが、さいたま市が一般競争入札の告示（さいたま市告示第1655号）を行ったのは平成28年12月12日であり、入札の日時は平成29年2月24日（金）午前10時であることが、市ホームページから確認された。
 - (6) そうすると、本件開示請求があった時点は、入札前であり、当然、契約締結前ということになる。したがって、本件開示請求日時点で対象行政文書が存在していないことは明らかである。
 - (7) したがって、文書不存在により不開示とした実施機関の処分は妥当である。
- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 3月13日	諮問の受理（諮問第450号）
②	令和元年 12月19日	審議
③	令和2年 1月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

（五十音順）